

No	質問の宛先	質問	回答	質問受付日
1	大阪府	【補助対象経費について】 動画作成等のプロモーションや広告費も補助対象になりますか。	プロモーション等の実施目的が、大阪・関西でのビジネス化に直接寄与するものであることが必要です。なお、単に、商品やサービスに係る説明を行うものや、販売促進に係る経費については補助対象外となります。	3月7日
2	大阪府	【経費の証憑書類について】 大阪市では2種類の補助金、大阪府では1種類の補助金が公募されています。これらすべてに同時に応募し、採択された場合、全体の経費の3/4が補助される計算になります。この場合、一つの領収書を用いて、大阪市と大阪府の両方に経費として申請することは可能でしょうか？	1枚の領収書を、大阪府及び大阪市、それぞれの補助事業実績報告書の経費支出根拠資料としていただくことは可能です。	3月7日
3	大阪府	【外部委託の制限について】 申請事業者が補助事業の一部を外部に委託することは許容されるものと理解しておりますが、協力事業者がさらにその一部を外部に再委託する場合は本事業担当者との協議により許容されるのでしょうか。	補助事業の一部を受託する共同事業者がその役割を満たすにあたり必要と認められる調査を一部外部に委託して実施する場合は補助の対象となります。ただし、共同事業者の役割の全てを外部に委託して実施した場合は、補助の対象となりません。 なお、協力事業者は公募要領P4に記載しているとおり、補助事業に対する経費負担がなく、技術支援等の協力を実施する事業者となるため、補助事業の一部を外部に委託する場合は補助対象外となります。	3月7日